

Section 18 インターネットビジネスと業法・広告

—最新情報—

★P.370 に下記のキーワードが追加となりました。

キーワード

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (特定電子メール法)

迷惑メールを防止する法律で、営利の目的でメールを送る場合のルールを規定している。オプトアウト方式(受信拒否者に対する送信が禁止される)が取っていたが、オプトイン方式(予め送信に同意した者以外の者に対する送信が禁止される)に変更する改正法が平成 20 年 12 月から施行されている。

★P.372 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に下記の変更がありました。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (特定電子メール法)

特定電子メールとは、電子メールの送信をする者(営利目的の団体及び営業を営む個人に限る)が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールをいう(2 条 2 号)。

この法律により、送信者に対して以下の規制が及ぶ。

- ①一定の場合を除き、予め送信に同意した者に対してのみ送信を認める(オプトイン方式 3 条)
- ②メールに以下の事項を表示する義務(4 条)
 - (i) 送信者の氏名又は名称
 - (ii) 受信拒否の連絡先となる電子メールアドレス又は URL
 - (iii) その他省令で定める事項
- ③送信を拒否した者に対して以降メールを送信してはいけない(3 条 3 項)
- ④送信用の電子メールアドレスや送信用の電気通信設備の識別情報を偽って電子メールを送信してはいけない(5 条)
- ⑤架空電子メールアドレスに宛ててメールを送信してはいけない(6 条)
- ⑥送信同意等を証する記録の保存を要する(3 条 2 項)

★P.379「スタディ 2 迷惑メール対策」に下記の変更がありました。

1 迷惑メール

6 行目：なお、その後、特定電子メール法は、平成 20 年 12 月に一部改正がなされている。

2 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)

この法律において「特定電子メール」とは、電子メールの送信をする者(営利目的の団体及び営業を営む個人に限る)が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールをいう。この法律により、送信者は以下の各義務を負う。

①一定の場合を除き、予め送信に同意した者以外の者に対する送信は禁止される(オプトイン方式 3 条)

②表示義務(4 条、施行規則 8 条、10 条)

送信者は、次の事項をメールに表示しなければならない。

表示場所	表示事項
受信者が容易に認識することができる任意の場所	・送信者の氏名・名称 ・送信拒否(オプトアウト)の通知を受けるための電子メールアドレス又は URL
リンク先を含む任意の場所	・送信責任者の住所 ・苦情等を受け付けるための電話番号等
送信拒否の通知を受けるための電子メールアドレス又は URL の前後	・送信拒否(オプトアウト)の通知をすることができる旨の表示

③拒否者に対する送信の禁止(3 条 3 項)

予め送信に同意した者等から送信拒否の通知を受けた時以降送信者が特定電子メールの送信をすることは禁止される。

④送信情報を偽った送信の禁止(5 条)

送信者が送信用の電子メールアドレスや送信用の電気通信設備の識別情報を偽って電子メールを送信することは禁止される。

⑤架空電子メールアドレスによる送信の禁止(6 条)

架空電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信をすることは禁止されている

⑥同意等を証する記録の保存(3 条 2 項、施行規則 5 条)

特定電子メールの送信をするよう求めがあったこと又は送信することに同意があったことを証する記録を保存しなければならない。

今後の迷惑メールの規制

「迷惑メールへの対応のあり方に関する研究会」（総務省）が、平成 19 年 10 月に中間とりまとめ案を公表した。中間とりまとめ案では、依然として迷惑メールが増加傾向にあることや、ボットネット（第三者の PC への不正侵入や、ウイルス感染等を通じて外部からの操作を可能にした PC で構成されるネットワーク）を利用して送信される迷惑メールやフィッシングメールなど、迷惑メールの悪質化、巧妙化といった問題点が指摘されており、これらの新たな迷惑メールへの規制が導入が求められていた。現行法では、受信拒否の意思を伝えた場合に、以後の送信を禁止するというオプトアウト方式が採用されているところ、これを、予め受信を承諾する者に対してのみ送信を認めるというオプトイン方式へ見直される方向での検討が進み、平成 20 年 8 月最終とりまとめ案が成立し、特定電子メール法が改正されて、12 月 1 日から施行されている。